

監査委員公表第500号

平成22年8月31日付け監査第558号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月10日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 大 友 一 夫
 大分県監査委員 伊 藤 敏 幸

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(土木建築部)		
佐伯土木事務所	平成22年5月11日から 平成22年5月13日まで 平成22年5月19日	<p>指摘事項</p> <p>県が管理する港湾施設において、数年にわたり使用許可手続が行われていないにもかかわらず、施設が使用されている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>現年度及び過年度の使用料相当額の納付について協議中であるが、協議が整い次第、本年度の使用許可を行う方針である。</p>
豊後大野土木事務所	平成22年4月19日から 平成22年4月21日まで 平成22年4月26日	<p>指摘事項</p> <p>市からの受託事業の実施において、当該年度の細目協定書を締結せずに着工するとともに、当該協定書に反して工事完了前に負担金を徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後締結する実施協定については、市との協議を早期に行い、工事着工前の協定書締結と負担金の適期調定を行うほか、所内のチェック体制を強化し、所内研修を定期的で開催することで、職員の知識の向上を図ることとした。</p>
日田土木事務所	平成22年5月18日から 平成22年5月20日まで 平成22年5月26日	<p>指摘事項</p> <p>市からの受託事業の実施において、当該年度の実施協定を締結せずに着工するとともに、実施協定に反した時期に負担金を徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後締結する実施協定については、市との協議を早期に行い、工事着工前の協定書締結と負担金の適期調定を行うほか、所内のチェック体制を強化し、所内研修を定期的で開催することで、職員</p>

		の知識の向上を図ることとした。
宇佐土木事務所	平成22年4月21日から 平成22年4月23日まで 平成22年5月12日	指摘事項 公用車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期限が到来したにもかかわらず、更新手続を行うことなく、当該車両を運行に供している事例が認められた。 措置状況 今後、適正に管理を行うための意識の徹底及び所属をあげたチェック体制の確立を図った。
(病院局)		
大分県立三重病院	平成22年6月8日から 平成22年6月10日まで 平成22年6月23日	指摘事項 扶養手当の認定事務において、扶養親族の収入額が基準額を超えたにもかかわらず、認定の取り消しを行っていない事例が認められた。 措置状況 過払となっていた額について、本人からの返納手続を了するとともに、今後は、適正な認定事務に努めていくこととした。